

精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書

国の障がい者施策において身体、知的、精神の3障害一元化が基本的な方向となっているが、長い間、精神障がい者は身体・知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度から除外されている。

精神障がい者家族の全国組織である、公益財団法人全国精神保健福祉会連合会の全国調査によると、精神障がい者の大半が家族と同居との結果である。しかしながらその親は高齢化しており、年金生活等、経済的支援力も弱まり、家族だけで支えるには限界に達している。日中活動サービスが利用できない精神障がい者は、外出の機会が少なく、引きこもりの大きな要因ともなっており、経済的負担は障害者権利条約が求める社会参加を促す大きな障壁ともなっている。

また、平成26年の障害者権利条約の批准及び平成28年の障害者差別解消法の施行がなされた中で、精神障がい者を国の障害者福祉制度の対象から除外することは不合理である。

よって、逗子市議会は国に対し、身体障がい者や知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度を精神障がい者にも適用するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

逗子市議会